

プレジャーボートの放置防止対策
のあり方に係る報告

平成9年2月

広島県放置艇対策あり方検討会

1 プレジャーボートの現状と問題点

(1) プレジャーボートの係留保管状況と施設整備

・瀬戸内海に面した広島県内には、全国でも有数のプレジャーボート活動の盛んな地域として、約1万8千隻のプレジャーボートがあり、海洋性レクリエーションの進展に伴い、今後増加することが予想される。

・平成8年2月の実態調査によれば、特にプレジャーボートが著しく集積している広島市及びその周辺の港湾や河川に約4千隻が確認されており、その8割が公共水面に無秩序に係留（以下「放置」という。）されている。

・今後、広島市及びその周辺地域では、公共マリーナや簡易な係留施設であるプレジャーボートスポットが約3千基整備される計画であり、平成9年4月に観音マリーナが開業するのを初めとして、順次公共施設も整備されていく予定であるが、当分の間収容施設は不足する状況にある。

(2) プレジャーボートの放置と諸問題

・プレジャーボートの放置は、河川の流水阻害、高潮や洪水災害の助長、航路障害による他の水域利用者の利用阻害、沈船等からの油流出による水質汚濁などの問題が生じている。

あるいは、係留場所周辺では、プレジャーボートの利用者が違法に駐車し、ゴミを放置するなど生活環境の悪化や景観上の問題を起こしている。

また、長期間にわたって一定の水域に係留することは、公共の水面を独占的に私物化し、他の利用を妨げたり、混乱を来すなどの社会的弊害が生じている。

・しかし、公共水面は本来自由使用であり、プレジャーボートの放置は、港湾等の本質的機能である船舶の航行や係留と不可分であるため、港湾等の管理上特に支障がない限り規制しにくい現状にある。

・プレジャーボートの放置による港湾施設の利用上の障害、河川の治水機能の低下、護岸の損傷など、港湾や河川等の機能管理および財産管理上の障害の除去については、港湾法、河川法など現行の公物管理法により対処できるが、公共水面の秩序形成や地域の環境保全の問題については、現行の法令等では問題解決が難しい。

・公共水面はこれまで、主に物流や生産の場として利用されていたが、近年プレジャーボート等を利用した海洋性レジャーが急速に普及していることから、係留保管を含めた水域利用の基本的な考え方について、関係者や地域住民の合意形成を速やかに行い、プレジャーボートの適正な利用を図るための新しいルールや仕組みを確立すべき時期にきている。

2 プレジャーボートに係る水域利用のあり方

(1) 水域の適正な利用

・プレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、水域利用の適正化、効率化を図るために、本来自由使用である公共水面について、今後は行政の主導により利用者相互を調整しながら、秩序ある水域利用を確保していく。同時に、航行の安全や施設の適正管理、環境の保全や周辺地域との調和にも配慮していくべきである。

・行政や関係者は、早期に係留保管場所を整備し、放置されているプレジャーボートを誘導して、適正な係留保管の実現を図っていく必要がある。

(2) 水域の積極的な活用

・余暇活動の振興を図るため、プレジャーボートの利用に対する県民の理解とコンセンサスづくりに努め、健全な海洋性レジャーとして普及できる環境づくりを進めるべきである。

・行政は民間と協力して、都市政策との整合性を図りながら、地域に開かれた海洋性レクリエーションの拠点となる施設を整備し、地域の活性化や良好な都市環境を促進するなど、積極的な水辺環境の整備と活用を推進していく必要がある。

(3) 所有者の社会的責務

・プレジャーボートの所有者や利用者は、安全性や地域の生活環境への影響に配慮しながら、係留保管を含めて水域を適正に利用する責任を有すること、及び係留保管に要する費用については受益者負担の原則に則って負担しなければならないことを認識することが肝要である。

3 今後の検討課題と総合的な施策の推進

(1) 係留保管施設の整備

ア 公共マリーナ等の整備

- ・秩序ある係留保管を促すためには、受け皿となる係留保管施設が大幅に不足していることから、適正な料金の公共施設を整備していくことが急務である。
- ・公共施設の計画的な整備にあたって、民間マリーナの位置づけや施設の機能分担を明確にし、水域の利用計画や施設の実備プログラムを策定するなど総合的な施策の推進を図ることが重要である。

イ 静穏水域の活用

- ・一定の条件を満たす静穏水域を係留保管場所として活用するなど、水域の弾力的な利用を検討すべきである。

(2) 水域利用の適正化

ア 啓発、広報活動の強化

- ・健全な海洋性レクリエーションとしてプレジャーボート活動を推進するため、係留保管の適正化を図りつつ、関係団体や民間業者、利用者組織を活用して、安全航行や利用者マナー、関係法令等について、啓発・広報活動を積極的に行うことが必要である。
- ・海事情報、保管施設やサービス施設情報などの円滑な伝達や効率のよい施設管理を図るため、利用者を組織化し、その自主活動を促すことも必要である。

イ 水域利用の安全と相互調整

- ・水域利用に際しては、安全確保や災害防止が重要であることから、行政と関係団体、民間事業者が連携して、利用者に対する安全指導を推進していく体制を整備することが必要である。
- ・関係行政機関は、相互の連絡調整を密接にして、プレジャーボートの放置防止対策等水域利用の適正化を共同して進める必要がある。
- ・多面的水域利用によるトラブルを回避し、水域の利用について利用者相互が理解するため、関係行政機関による利用者の合意形成を促進することが必要である。

(3) 放置の解消と防止

ア 条例等による新たな規制措置の整備

・係留保管施設の整備や水域利用の適正化を図るほか、係留保管の適正化を促すための措置として、関係行政機関は連絡調整を密接にして、次のような条例等による法的な規制を行うことが必要である。

① 所有者の届出制度

プレジャーボートの所有者や係留場所を把握し、的確な指導や規制を行うため、また、所有者の適正な管理意識を喚起するために、所有者が所有船の保管状況等について届け出る制度を創設する。

② 放置禁止区域の設定

係留保管施設の整備状況や水域利用状況、周辺環境への影響などを考慮して、放置を禁止する区域を設定する。

③ 暫定係留水域の設定

適正な係留保管施設が整備されるまでの間、一定の条件を満たす静穏水域を利用した暫定的な係留場所の確保を図る。この際、水域の暫定利用に伴う既得権の発生を防止し、将来整備される施設への移動を義務づける。

④ 放置されているプレジャーボートの移動

秩序ある水域利用を確保するため、放置されたプレジャーボートの所有者に移動義務を課し、その義務不履行については、強制的な移動の実施を確保できる権限を定める。

⑤ 関係者の努力義務

プレジャーボートの利用者やその営業に携わっている者など関係者の協力や、マナーの向上等への取り組みが不可欠であることから、関係者の努力義務や責務を規定で明確にする。

イ 留意事項

・規制措置の適用に際しては、係留場所の不十分な現状を考慮して、適用の範囲や時期など弾力的に運用するように努めるべきである。

広島県放置艇対策あり方検討会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	所 属 役 職
(会 長)	
横 山 信 二	松山大学法学部教授
(委 員)	
鬼 武 義 英	建設省太田川工事事務所副所長
兼 松 正 高	建設省中国地方建設局河川部水政課長
佐久本哲次郎	運輸省中国運輸局船舶部造船課長
椎 木 タ カ	弁 護 士
辻 井 司	広島県土木建築部空港港湾局次長
寺 坂 重 義	第六管区海上保安本部航行安全課長
外 川 邦 三	中国新聞社論説委員
徳 永 重 典	広島海上保安部警備救難課長
古 田 真 美	シンクタンクせとうち総合研究機構事務局長
松 浦 隆	(社) 日本マリーナビーチ協会広島支部長
松 川 勇	広島地区小型船安全協会事務局長
松 波 龍 一	(株) 都市環境研究所代表
渡 邊 隼 夫	広島県漁業協同組合連合会専務理事